

花王株式会社の社外役員の独立性に関する基準の導入

花王株式会社（当社）は、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。

花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準

(2010年2月25日制定)

(2012年7月1日改訂)

(2021年6月9日改訂)

- 1 当社取締役会が、当社における社外取締役¹又は社外監査役²（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という。）。
 - (イ) 現在または過去10年間における当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者³
 - (ロ) 当社グループを主要な取引先とする者⁴又はその業務執行者
 - (ハ) 当社グループの主要な取引先⁵又はその業務執行者
 - (ニ) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - (ホ) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (ヘ) 当社グループから多額の寄付を受けている者⁶又はその業務執行者
 - (ト) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家⁷（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (チ) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (リ) 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている又は就いていた場合における当該他の会社の業務執行者
 - (ヌ) 過去3年間において、上記（ロ）から（リ）までに該当していた者
 - (ル) 下記に掲げる者の近親者等⁸
 - a. 上記（ロ）から（リ）までに掲げる者（但し、（ロ）から（ヘ）ま

での「業務執行者」においては重要な業務執行者⁹、(ト)の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、(チ)の「監査法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士等の専門的な資格を有する者、並びに(リ)の「当該他の会社の業務執行者」においては当該他の会社の重要な業務執行者に限る。)

b. 当社グループの重要な業務執行者

c. 過去3年間において、上記bに該当していた者

- 2 前条に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
- 3 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

以 上

-
- ¹ 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
「社外取締役 株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の会社法第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」
 - ² 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。
「社外監査役 株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」
 - ³ 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号ロ(同法第198条において準用する場合を含む。))に定める外部理事をいう。以下同じ。)を除く。)、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
 - ⁴ 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円又は当該取引先グループの連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える者
 - ② 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円又は当該取引先グループの連結資産合計の2%のいずれか高い方の額を超える者
 - ⁵ 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度に

-
- おける当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円又は当社グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者
- ②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円又は当社グループの連結資産合計の2%のいずれか高い方の額を超える者
- ③当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結資産合計の2%を超える者
- ⁶ 当社グループから多額の寄付を受けている者とは、当社グループから、直前事業年度において500万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている者をいう。ただし、個人の場合には、当社グループから、直前事業年度において500万円を超える寄付を受けている者をいう。
- ⁷ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において500万円を超える財産を得ている者をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社グループから、直前事業年度において500万円又はその団体の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。
- ⁸ 近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。
- ⁹ 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事を除く。)及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。
- 注) 上記「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。